

利用料金の考え方

1. 新市民体育館の利用料金の考え方

(1) 専用に利用する場合の基本料金

1日（12時間）につき、以下に定める金額（消費税10%込み）を上限とする。

室名	単位	金額
メインアリーナ	全面（3分割可）	25,500円
サブアリーナ	全面（2分割可）	10,900円
武道場	全面（4分割可）	15,800円
弓道場	全面	6,100円
卓球場	全面	5,000円
フィットネススタジオ	1室	5,000円
子ども体育室	1室	5,000円
大会本部室（会議室）	1室	4,950円
選手控室1（研修室1）	1室	4,950円
選手控室2（研修室2）	1室	4,950円

なお、下記の4点においては、別途金額を定める。

- a 興行等で利用者が入場料または入場料に類するものを徴収する場合は、当該利用額の100分の200を加えた額とする。
- b 教室等で利用者が受講料または受講料に類するものを徴収する場合は、当該利用額の100分の100を加えた額とする。
- c スポーツ以外の用途で利用する場合は、当該利用額の100分の400を加えた額とする。
- d 利用者が高校生以下の場合は、当該利用額の100分の75に相当する額とする。

(2) 専用に冷暖房設備を利用する場合の料金

1時間につき、以下に定める金額（消費税10%込み）を上限に加算する。

室名	単位	金額
メインアリーナ	全面（3分割可）	5,400円
サブアリーナ	全面（2分割可）	2,600円
武道場	全面（4分割可）	200円
弓道場	全面	50円
卓球場	全面	50円
フィットネススタジオ	1室	50円
子ども体育室	1室	50円
大会本部室（会議室）	1室	50円
選手控室1（研修室1）	1室	50円
選手控室2（研修室2）	1室	50円

なお、利用者が高校生以下の場合は、当該金額の100分の75に相当する額とする。

(3) 個人で利用する場合の料金

1回あたりの金額（消費税 10%込み）は、3時間 150 円（1時間 50 円）を上限とし、市内に住所を有しない者が利用する場合は、当該金額の 100 分の 100 を加えた額とする。

なお、利用者が高校生以下の場合の 1 回あたりの金額（消費税 10%込み）は、住所に関わらず、3 時間 50 円を上限とする。

(4) 用具等を利用する場合の料金

1 回につき、以下に定める金額（消費税 10%込み）を上限に加算する。

種類	単位	料金	適用
バスケットボール用具 1	1 組	150 円	壁面固定式ゴール・得点板等
バスケットボール用具 2	1 組	300 円	移動式ゴール・得点板等
バレーボール用具	1 組	150 円	支柱・ネット・得点板等
バドミントン用具	1 組	80 円	支柱・ネット・得点板等
卓球用具 1	1 組	80 円	台・ネット・得点板等
卓球用具 2	1 個	30 円	卓球用フェンス
フットサル用具	1 組	150 円	ゴール・得点板等
ソフトバレーボール用具	1 組	80 円	支柱・ネット・得点板等
硬式テニス用具	1 組	150 円	支柱・ネット・得点板等
ソフトテニス用具	1 組	150 円	支柱・ネット・得点板等
新体操用具	1 枚	300 円	フロアマット
審判用具	1 組	150 円	審判台・ストップウォッチ等
電光得点表示板	1 組	1,500 円	多競技用
メインアリーナ放送設備	1 式	1,500 円	
ポータブル放送器具	1 組	150 円	
折り畳み机	1 脚	30 円	
補助イス	1 脚	30 円	
メインアリーナ移動観覧席等	1 式	15,000 円	分割利用可
フロアシート	1 巻	240 円	
ラケット類（個人利用）	1 個	50 円	卓球・バドミントン等

※「1 回」とは、利用時間区分のそれぞれの時間区分（概ね 3 時間）をいう。

(5) その他床面の利用料金の考え方

エントランスホールなど市が認める共用部については、利用者の申し出により、以下に定める金額を上限額とし、当該床の使用面積に応じた利用料金を徴収できるものとする。

単位	金額
床面積 1 m ² につき 1 日	30 円を上限とする。

2. 新駐車場の利用料金の考え方

1 時間あたりの金額（消費税 10%込み）は、200 円を上限とする。

3. 外構等の利用料金の考え方

「沼津市普通財産の売払い及び貸付けに関する要綱」を準用する。